

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第1回）
議事録

◆日時：令和7年10月27日(月) 13:00～15:00

◆出席者：

【委員】阿部委員、荒井委員（Web）、大塚委員、関島委員、錦澤委員

【関係省庁】経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課

【事務局】環境省 大臣官房 環境影響評価課

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

音声トラブルによりまして開会が遅れまして申し訳ございません。これより第1回 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会を開催いたします。本日はご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

しばらく私、畠山から進行させていただきます。会場の報道関係者の皆様へご案内です。冒頭の撮影につきましては、議事を開始するまでの間、可能となっております。ご承知おきください。

本日は対面とオンラインのハイブリッド方式での開催とさせていただいており、YouTubeでも配信しております。オンライン参加の皆様におかれましては、何点かご協力をお願いいたします。ご発言の際以外は、カメラおよびマイクをオフに、ご発言の際にはオンにさせていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される場合には、挙手ボタンをクリックしてください。オンライン会議への入室許可は事務局において実施しますので、入室許可をしないようお願いいたします。通信トラブル等何かありましたら、チャット欄にご記入をいただき、事務局までお知らせください。

それでは開会に先立ちまして、環境省 大臣官房 環境影響評価課長の山本からご挨拶を申し上げます。

【環境省（山本環境影響評価課長）】

皆さんこんにちは。環境省 環境影響評価課長の山本でございます。本日は御多用の中、第1回 改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、環境影響評価法は、前回改正の完全施行から10年が経過したことを踏まえまして、令和6年度に中央環境審議会において制度のあり方について審議が進められ、令和7年3月に今後の環境影響評価制度のあり方について、及び風力発電事業に係る環境影響評価のあり方について、二次答申の答申がなされてございます。

この答申を踏まえまして、建替事業を対象とした環境影響評価手続きの見直しと、環境影響評価手続きにおいて作成した書類の継続公開に関する規定の新設等を内容とする環境影響評価法の一部を改正する法律が、先の通常国会におきまして令和7年6月に成立をいたしました。

成立した改正法の施行に向けまして、対象とする建替事業の要件や、建替事業に係る計画段階環境配慮書、建替配慮書と申し上げますけれども、その記載事項の内容をはじめとする必要な技術的な事項を整理・検討する必要があります。このため、今回立ち上げました本検討会により、専門的な知見を有しておられる委員の皆様方の御意見を賜りながら、改正法

の円滑な施行に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。本日の資料は、現在画面に表示している配付資料一覧のとおりです。不足等ございましたら事務局までお知らせください。

続きまして、本日の技術検討会の参加者の御紹介をさせていただきます。まず、会場で御参加の委員から五十音順で御紹介させていただきます。まず電力中央研究所から阿部委員でございます。続きまして早稲田大学、大塚委員でございます。続きまして新潟大学、関島委員でございます。続きまして東京科学大学、錦澤委員でございます。次に、本日 Web でご参加いただいております東京農業大学、荒井委員でございます。

なお、桜美林大学の片谷委員は本日御欠席でございます。また事務局といたしまして、環境省 大臣官房 環境影響評価課、関係省庁といたしまして経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課が参加しております。

開催に先立ち、座長の選出をさせていただきます。事務局といたしましては、大塚先生に座長をお願いしたいと思っておりますが、皆様御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

報道機関の皆様におかれましては、冒頭の撮影はここまでとさせていただき、以降は傍聴のみとさせていただきます。では、これからの議事進行については大塚座長をお願いしたいと思います。大塚座長、よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

はい、大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、御挨拶をさせていただきます。

今回の改正法は、主に２点を改正しております。先ほど課長からお話があったとおりでございます。第１の改正点は、建替配慮書の制度についてでございます。建替事業につきましては、既存事業の供用中に実施した事後調査などの知見など、これを建替事業に係わる環境配慮に活用することも可能でございます。そのため、手続きの簡素化を図るとともに、既存事業の環境影響を踏まえて、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにするという趣旨のものでございます。

第２点は、縦覧期間経過後におきましても、アセス図書の継続的公開を行うという趣旨の規定でございます。これは、継続公開が、後続事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価の実施に資すること、累積的な環境影響を評価する上で有用なこと、透明性が高まることによって事業に対する地域やステークホルダーの理解の醸成が図られて、事業者にとっても有用なことなど、様々な利点があると、いうことを理由にしております。

この検討会では、これらの点に関する技術的事項について詳細を詰める検討を行います。大変重要な会議であり、座長をさせていただきます重責を感じております。どうぞ忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

では早速、議事に入ります。まず、議事の１、改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会の開催についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

それでは、議事1について説明させていただきます。まず資料1-1を御覧ください。こちらが開催要綱案でございます。先ほど御説明もございましたとおり、今年の6月に環境影響評価法の一部を改正する法律が成立してございます。この技術検討会は、改正法の施行に向けて必要な技術的な事項を整理・検討することを目的としてございます。こちらの要綱案には、運営、それから公開等についても記載してございますので、適宜御確認いただければ幸いです。

資料1-2は委員名簿でございます。

続きまして、資料の2を用いまして、開催経緯と今後の検討の進め方について御説明させていただきます。資料2の2ページを御覧ください。こちらが改正法の概要でございます。左下にございますとおり、主な改正内容として2つございまして、まず1つ目が①、建替事業を対象としたアセス手続きの見直し。次に②としてアセス図書の継続公開について、規定を行いました。

1ページおめくりいただきまして、3ページ目でございます。建替事業を対象としたアセス図書の、アセス手続きの見直しでございますが、背景といたしましては、近年、工作物を建て替える環境影響評価対象事業の割合は増加傾向にございます。そういった場合には、既存の工作物の環境監視や事後調査の結果を環境配慮に活用可能と考えられますが、一方で通常の配慮手続きでは、建替え前後で工作物の位置や規模が大きく変わらない場合でも、同一な調査手続きを実施しているというのが現状でございます。こうしたことも踏まえまして、改正内容にございますとおり、建替事業は通常の配慮書に代えて、建替配慮書を作成するという規定を、この度の改正法に盛り込んだところでございます。詳細は追って、資料の3-1、3-2を使って御説明させていただきます。

次の4ページでございます。アセス図書の継続公開についての御説明でございます。上の背景の2ポツにございますとおり、アセス図書は、後続事業者による効果的な環境影響評価や地域理解の醸成に有用であります。法律で定められた事業者によるアセス図書の公表期間は、約1ヶ月でございまして、既存のアセス図書の情報を十分に活用できていない可能性があるというふうに考えてございます。こうしたことを踏まえまして、真ん中の改正内容のとおりに、環境大臣は政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法によりアセス図書を公表することができる、ただし、この場合において、あらかじめ当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない、という規定が盛り込まれました。これによりまして、一番下ですけれども、アセス図書の継続公開によって、後続事業者による効果的な環境影響評価の実施、累積的な環境影響の評価への活用、事業の透明性向上による事業に対する地域やステークホルダーの理解醸成が期待されると考えてございます。

次、5ページですけれども、これらの規定に関する施行期日についてでございます。まず1つ目として御説明した、建替配慮書に係る規定の施行は、右側の青い星のとおりに、改正法の公布から2年以内の施行でございます。それから、図書の継続公開については、真ん中の星のとおりに、1年以内の施行を予定してございます。

最後になりますが、7ページでございます。今後の本検討会の進め方の案としてご提示してございます。本日第1回におきましては、改正法の施行に関する技術検討事項及び論点について御説明をさせていただきまして、御議論いただければと考えてございます。次回第2回は関係団体等へのヒアリングを予定してございます。その後、2月までを目途といたしまして、特にこちらに書いております、建替事業の要件ですとか、建替配慮書の具体的内容、それから図書の継続公開にあたっての留意点等について御議論いただく予定でございます。

す。2 ページ以降には、環境影響評価制度に関する参考資料をつけさせていただいております。事務局からは以上です。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。ではただいま事務局から御説明ございました内容につきまして、御意見・御質問などございましたら、挙手をお願いいたします。あるいは名札を立てていただいても大変ありがたいです。はい、では関島委員どうぞ、お願いします。

【関島委員】

はい、早速ですね、ちょっとコメントしたいところなんですけども、今回の資料で言うと4 ページ目ですね。改正内容においてアセス図書の公開をすることができる、これは非常に、ある意味これまでの経緯を踏まえると画期的なところだと思うんですけども、その2つのポツ、2つ目のポツですね。ただしその場合においてはあらかじめ当該書類を作成した事業者の同意を得なければならないという。で、実際今回は、再エネだけではなくて、まあ、右側のほうに上げている事業、それからその他であったり、様々な対象事業を抱えられてるんですけども、国が行うような事業に関しては、アセス図書の公開に関しては国の判断でいただけたところで、基本的には、同意を得るということになるのかもしれないですけど。再エネの場合はやっぱり民間事業者が多い中で、今回、改定内容という形でアセス図書を公開するという風になったんですけど、このあたり、事業者の方の理解がどの程度進んでいて、どの程度公開していただけたのかなのか、あらかじめヒアリング等で、環境省さんの方でヒアリングとかされているのであれば教えていただきたいなと。

【大塚座長】

はい、質問とか意見とかまとめてお伺いしてから、事務局に御回答いただきたいと思いますんですけど、よろしいでしょうか。オンラインの方も挙手機能などを使っていただいて構いません。よろしいですか。

はい、では、今の関島委員からの御質問につきまして、御回答をお願いします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。事業者から事前のヒアリングについてでございますけれども、まず昨年度のですね、中央環境審議会の小委員会のほうでございましたヒアリングでございますとか、あるいはパブリックコメント、まだ内部で状況を精査中でございますけれども、御意見は様々頂戴しているという事でございます。加えまして先ほど資料2に書かせていただきましたとおり、次回第2回におきましても、関係団体の皆さんから、ヒアリングをさせていただく予定としてございますので、その時にもですね、建替配慮書のみならずですね、この図書の継続公開についても、御意見を賜ればと考えているところでございます。以上です。

【大塚座長】

よろしいですか。はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事の2、改正環境影響評価法の施行に関する技術的検討事項について、まずは(1) 建替事業、建替配慮書についての説明を事務局からお願い申し上げます。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

はい。資料の3-1をまず、私から御説明させていただきます。まず1ページでございます。まず法律に建替配慮書についてどういった規定が設けられたかということについて、真ん中に条文のほうでお示ししてございます。

建替配慮書が適用される事業、建替事業に関しましては、建替事業の適用要件、具体的に申しますと真ん中に、赤色の下線で引いてございます、距離と、あと規模の比を定める必要がございます。

また、下のほうに表でございますけれども、左側が今まで現行法で作られております配慮書、右側が今回新たに創設されました建替配慮書でございます。記載事項を①から⑤までが、法律で書きなさいとされている事項でございます。このうち③と④が配慮書と建替配慮書で異なっております。

建替配慮書はですね、上の四角囲みの2ポツのとおり、事業実施想定区域及びその周囲の概況、これが③です。それから④の調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの、という現行の配慮書が書くべきとされている③、④に代わってですね、事業実施想定区域等、あと、当該事業に係る環境保全の観点からの配慮の内容を記載することとしてございまして、その具体的内容を検討する必要があるというものでございます。

続きまして2ページでございます。今申し上げました議論の対象を改めてまとめた資料でございます。以下2点を整理する必要があるございまして、まず右側のですね、真ん中の黄色四角見ていただければと思いますが、①としまして、どのような事業が建替事業に該当するのか。改正法では建替事業の要件として距離と規模の比によって定めることとしてございまして、これを決める必要がございます。

次に②としまして、建替配慮書にどのような記載が必要かということでございます。より具体的に申し上げますと、既存工作物、建替え前の工作物に係る環境監視結果等のうち、どのような情報が、新規工作物の環境影響評価に活用可能かということも、議論を深めなければいけないと考えてございます。

3ページ以降ですね、制度趣旨につきまして改めて御説明させていただければと思います。まず現行の配慮手続きとは何かというところでございますが、1ポツのとおり配慮手続きは、事業の枠組みが決定する前の事業計画の検討段階において環境配慮を行うものでございます。事業の位置や規模等に関する複数の案について、環境影響の比較検討を行うことで、事業計画の検討の早期段階において、柔軟な計画変更により、重大な環境影響の、回避・低減を図ることを目的としてございます。

4ページでございます。今申し上げた、複数の案のイメージについてですね、一番下に米印で書いてございますけれども、環境省で作成してございます計画段階配慮手続きに係る技術ガイドに示されております、イメージ図をつけさせていただいてございます。これが現行の配慮書の記載事項でございます。

その上でですね、5ページでありますけれども、今回、建替事業というものを考えるにあたりまして、建替事業の特性と考えられるものをまとめさせていただきました。まず1ポツのとおりですね、建替え前後で工作物の位置や規模が大きく変わらない場合、既存工作物についての環境監視結果等を新設工作物の環境影響評価に有効活用することができると考えてございます。環境監視等の結果により既存工作物による環境負荷の程度が低いと判断できた

場合には、位置・規模が類似する新設工作物によっても、重大な環境影響、環境負荷が生じない、と判断できる場合があると考えられます。

それからですね、下の表にも、その点をまとめておりますけれども、今回の改正によってですね、環境影響評価法の手続について変えたということはございません。すなわち、左側が通常の事業、あるいは現行の配慮書手続、右側が建替事業、建替配慮書の手続でございますけれども、いずれにいたしましても、著しい環境負荷が生じ、まず環境大臣が意見を述べるという規定は変わりません。ですので、上の箱の3ポツに書いてございますとおり、仮に建替え後に著しい環境負荷が生じる懸念がある場合には、従来と同様に、厳しい大臣意見が出うという構造になってございます。また、方法書以降についてもですね、建替事業に該当する場合も、方法書以降の作成が、義務付けられるということでございます。

6 ページ目はですね、今しがた申し上げた、一連の流れについて、模式的に、書かせていただいた資料でございます。

次に7 ページでございます。7 ページもですね、これまでのおさらいになりますけれども、左側が法改正前の環境影響評価法のプロセスでございます。配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書、というふうに並んでいきます。今回の改正で、こういった形に変わったかと申しますと、右側にありますとおり、建替事業に該当すれば、配慮書ではなく、建替配慮書という、別の配慮書を作成するプロセスに移るということでございます。方法書以降の手続き自体は、同じというふうになってございます。

それからですね、最後に下に太字で書かせていただいておりますけれども、今回の法改正によりまして、対象事業種ですとか、あるいは対象となる事業の規模要件は特段変更されてございませんので、入り口に並ぶ事業についても同じという風に御理解いただければと思います。

8 ページ目でございますが、こちらは1 ページ目で御説明したものと同一資料でございます。この後ですね、ここに記載されています条文の内容について、イメージをお示ししながら、簡単に御説明をできればと思ってございます。

まず9 ページでございます。建替事業は条文上、既存工作物の除却、又はその使用の廃止が必要になるとなっております。で、イメージ図としてお示ししておりますけれども、右側でございますように、改良を行うなどして、既存工作物を継続的に利用し続けるような事業に関しましては、建替事業には該当しないということでございますので、除却、又はその使用の廃止というのが、条件になるというふうに御理解いただければと思います。

それから10 ページ目でございます。10 ページ目はですね、政令で距離を定めなければいけないというふうに申し上げましたけれども、こちら、距離についてどう考えるべきかというのをイメージ化してございます。図にあります濃い青色が、既存工作物、建替え前の工作物が設置されている区域というふうにお考えください。その上で、政令で仮にX という距離を決めたとします。その場合、薄い水色のような移動でございましたら、X の範囲内に入りますので、これは建替事業の要件を満たすと。一方で、赤色のような移動をしますと、X からはみ出るということになりますので、これは、要件を満たさない、というふうに考えるというのが、模式図でございますが、まずこれが定めなければいけないX の概念でございます。

最後に、11 ページ目でございますが、規模の比のほうです。こちらですね、工作物の規模に係る数値が、既存工作物の規模に係る数値に対する比ということで定めなきゃいけないけれども、例えば発電所であれば、規模というのは発電出力、kW が考えられるかと思

ってございます。建替え前のB、建替え後がAという形で示してございますけれども、このAとBの比率が、政令で定める値Yよりも大きいかな否か、によって、建替事業の要件を満たす、満たさない、というところを決めていく必要があるというものでございます。今御説明したXとYを、決めるというのが一つ、大きなテーマかと思っております。次に資料3-2になります。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、続きまして、資料3-2を用いて、制度趣旨を踏まえまして、建替え実態を整理したという状況でございますので、引き続き西山から御説明をさせていただきます。

では、資料をおめくりいただきまして2ページ目でございます。

建替事業の実施が想定される事業種といたしまして、建替事業のうち発電事業におきましては、既存の発電所、発電設備を除却、またはその使用を廃止し、新たに設置すると。この資料においてはこれを建替えというふうに呼ばせていただきますが、その建替事業がこれまで多数実施をされてきているという状況でございます。

一方で発電事業以外の法対象事業種、具体的には道路でしたりとか、ダム等の河川工事業、鉄道、飛行場、廃棄物最終処分場及び面的整備事業がございますが、これらにおいては、老朽化等によって一部をメンテナンスして長寿命化を図るといったことはあるものの、既存工作物を除却またはその使用を廃止し、同種の工作物を同一または近接した区域に新設した事業について、環境影響評価法に基づく手続きが行われた実績はないという状況でございます。

3ページ目でございます。先ほど申し上げた発電事業についてでございますけれども、令和7年3月末までに評価書が確定した事業において、建替えが実施されてきている事業としては火力、風力、地熱の3つでございます。具体的には火力は24事例、風力は19事例、地熱は3事例あったという状況でございます。

4ページ目を御覧ください。先ほど資料3-1を用いて御説明をさせていただきました建替事業の要件を定めるにあたって、建替え前の事業と建替え後の事業においては、規模や距離が大きく変わらないといったことはどういうことか検討するにあたっては、環境影響評価法における環境影響評価手続きにおいて、評価書の公告後、事業の着手に至るまでに事業目的、内容を変更した場合に手続の再実施を要しない要件、こちらは今後、軽微変更要件というふうに呼ばせていただきますが、参考にすることができるというふうに考えてございます。この建替事業の適用要件XとYを定めるにあたっては、軽微変更要件を参考にするとともに、これまで建替え実績があり、今後も建替えが想定される火力、風力、地熱については、建替え前後の距離や規模、環境影響の変化等も踏まえながら検討を進めることとしたいと考えてございます。

おめくりいただきまして5ページ目でございます。ここからは先ほどの火力、風力、地熱について、どのような建替え実績があったのかということについて、お示しをしたいというふうに考えてございます。まず火力についてでございますが、冒頭申し上げましたとおり24件対象にしてございます。火力の軽微変更につきましては、真ん中の表を御覧いただけますとおり、発電所または発電設備の出力といたしましては、10%以上増加しないこと。対象事業実施区域の位置につきましては、300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。そして放水口の位置については100m以上実施しないことというものが、軽微変更要件のうち距離、規模にかかるものというふうに規定されてございます。この24件

の特徴といたしましては、出力 50 万 kW 未満の事業が約半数を占めるという状況でございます。これについては真ん中のヒストグラムでお示しをしておりでございます。また、2 つ目といたしまして、全ての号機を建て替えるのではなく、一部の号機を建替える事業が多いと。ヒストグラムの一番右のところでございますが、全ての号機の建替えと一部の号機の建替えイメージにつきましては、5 ページ目の下段をご覧くださいと思います。

おめくりいただきまして 6 ページ目でございます。こちらにヒストグラムを 3 つ載せさせていただいてございますが、まず左上でございます。16 事業において建替え後の出力が増加をしているという状況でございます。そのうち 6 事業は 100% 以上の増加があったという状況です。また、右のグラフでございますが、事業実施区域の変更と発電設備の移動というところで、事業実施区域の拡張がないというのが、17 事業と大半を占めているという状況でございます。また、左下でございますが、18 事業で温排水の放水口の移動はなかったというような状況が、この 24 事業で見られてございます。

では、1 枚おめくりいただきまして、次は風力発電所の実績でございます。こちらにつきましては、19 件を対象にさせていただいてございますが、この 19 件につきましては、平成 24 年 10 月から令和 3 年 10 月までの風力発電事業の第 1 種事業の規模要件が、1 万 kW 以上であった頃の案件でございます。風力につきましても軽微変更要件は、出力、実施区域の位置については火力と同様でございますが、発電設備の位置ということで、100m 以上移動しないことというものが定められてございます。これらの案件 19 件の特徴といたしましては、建替え前と建替え後の総出力が大きく変化していない事業が多いという実績が右下のヒストグラムからも明らかとなっております。

おめくりいただきまして 8 ページ目でございます。左のヒストグラムでございますが、300m 以上の実施区域の変更というものにつきましては、12 事業が変更なし、7 事業が変更ありという状況でございます。事業ごとの風車、発電設備としての移動距離、最も離れたものを各事業ごとでカウントをさせていただきましたが、100m 未満の移動が 8 件、100m から 300m の移動が 4 件、300m 以上の移動が 7 件というふうな実績がございます。

おめくりいただきまして 9 ページ目でございます。地熱発電所の建替えでございます。地熱については 3 件が対象でございます。軽微変更要件のうち距離、規模にかかるものにつきましては、出力と事業実施区域の位置のほか、蒸気井または還元井の位置といたしまして、100m 以上移動しないことというものが定められてございます。出力につきましては、1 事業が増加、2 事業が減少。発電設備の建替えについて、全ての事業で既存の発電所敷地内で建替えが行われてございました。また、生産井及び還元井について 2 事業は既存の流用により差はなく、1 事業は新規掘削により移動があったというような状況でございます。3 事業ということでございますので、右下の表のとおり案件をまとめてございます。以上が、建替え実績でございますが、次は建替配慮書の記載概要について、11 ページ目から御説明をさせていただきます。

11 ページ目でございますけれども、既存の配慮書の記載内容についてでございます。環境省が定める環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項に基づいて、主務省令が定められてございますが、これを踏まえ事業者によって配慮書が作成されているところです。一般的な発電所の配慮書の記載内容を以下に示しました。なお、具体的な計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価については、事業種、地域特性に応じて実施をされているという状況でございます。この計画配慮段階の例といたしまして、第 4 章と書かれている中にごございますけれども、火力であれば大気質、特に窒素酸化物、そして

景観。風力発電については騒音及び超低周波音。風車の影、動物(陸域)、植物、生態系、景観。地熱については動物、植物、生態系、景観。こういったものが配慮書において計画段階配慮事項として、事業者によって選定をされているという状況でございます。

12 ページ目でございます。建替配慮書の記載事項でございます。資料 3-1 でも御説明をさせていただきましたが、建替配慮書では、通常の配慮書と異なって、当該事業にかかる環境の保全のための配慮の内容を記載することとしてございます。こちらにつきましては、真ん中の表でお示ししている④にあたります。これにつきましては、既に実施をされている建替え前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施をした事後調査でしたりとか、環境監視の結果を有効活用することで、既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができるというふうに考えてございます。火力、風力、地熱につきましては、どのような事後調査や環境監視が行われているかという傾向について、一番下に載せさせていただいているところですが、火力発電につきましては、地元自治体との環境保全協定等により大気等の環境監視が行われることが多いというふうに認識してございます。風力については、鳥類への影響等について事後調査が行われる場合が多いと。そして地熱につきましては、温泉モニタリングを含む定期的な環境監視が行われることが多いと、こういった実態がございます。

本日御議論いただきたい内容につきまして、14 ページ目にお示しをさせていただきました。資料 3-1 のほとんどが再掲でございますが、まず、①どのような事業が建替事業に該当するかという X と Y についてでございます。火力、風力、地熱発電事業について、こういった建替え実績を参考に政令で定める距離、規模の比を検討いただきたいというふうに思っております。また②といたしまして、建替配慮書にどのような記載が必要かということで、既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理いただきたいというふうに考えてございます。

次のページで、今回御議論いただきたい内容をまとめさせていただきました。まず①の建替事業の要件でございますが、建替事業の要件となる政令で定める距離、規模の費用を検討するにあたって考慮すべき事項は何が考えられるか。そして、具体的な政令で定める距離、規模の比としてどういったものが考えられるか。②といたしまして、建替配慮書の記載の内容ということで、配慮書及び建替配慮書の趣旨を踏まえた上で、建替配慮書に記載すべき情報としてどのようなものが考えられるか。そして、建替配慮書において、既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理するためにどのような情報が活用できると考えられるか。こういった論点につきまして、本日御議論いただければ幸いと存じます。

16 ページ目、17 ページ目に付しましては、参考というふうにお示しをさせていただきました、軽微変更要件について、政令で定めているものの一覧をお付けしたものでございます。特に 17 ページ目に、事業の中でも御紹介をさせていただきました、発電所に係る軽微変更要件も記載をさせていただいておりますので参考にいただければと思います。

資料 3-2 についての説明は以上でございます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございました。ではただいま、事務局から御説明がございました内容について、御意見・御質問ございましたら、挙手の上でお名前を告げていただき、発言をお願いいたします。

それでは、錦澤さん。

【錦澤委員】

はい、御説明ありがとうございます。ちょっと前提として確認をしたいんですけども、一番大事なのは、XとYですか。距離の話と、それから、規模の割合と、どのくらい変化するのかっていうところなんですけれども、資料の1の10ページですか。

そうですね、こちらの図、3-1のスライドの10で、こちらのそのLですか、この変化っていうのは、基本的にはこの図から見ると区域がどれくらいこう変化、区域の境界が変化するかって話があるわけなんですけれども、一方で、例えば風力なんかですと、発電所のそれぞれの単体の発電施設があって、それがどのくらい変化するかっていうのも、これまでのだと見られているわけですね。ですので、その発電施設単体の変更っていうことも含めて、この距離の変更っていうのは、それも含めているのかどうかっていうところを一点確認したいと。

ということと、それから、この区域の変更っていうのを考える時に、発電所の場合は、付帯設備があると思います。例えば送電線ですとか、変電所の位置とか。あるいはアクセス道路とかですね。で、風力の場合は結構今後リプレースで風車自体がかなり大型化しますんで、ブレードもかなり長くなってくると思うんですね。そうすると、アクセス道路なんかで、ここ、拡張したりとか、あるいは、林地の伐採したりとか、そういったことも考えられますので、そういう付帯設備も含めて、この変化っていうのを見るっていう、そういう理解でいいのか、その点について、少し教えてください。

【大塚座長】

はい、ではお願いします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まず風力単体の変更を含むかという点でございますけれども、資料を使いながら、資料3-1のですね、1ページを御確認いただければと思いますが、真ん中に、第3条の3といたしまして、条文が書いてございまして、下線が引いてある、赤線の1つ目の方です。ちょっとカッコの手前から読み上げますと、近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう）というふうに記載してございまして、政令で定めることとされてございますのは、この距離ということにまずなります。

その上で、今回のこの条文、法律に規定したものでございますので、特段、法対象事業種ごとに条文を書いたというものではございません。法律に関しては、この書き方で完結してございます。一方で、先生から御指摘にもありましたとおり、例えば風力発電ですとか、発電事業種の特性によって、考慮しなければならない事項が、距離にしてもですね、複数要素としてある可能性はあると思ってございます。で、あとはですね、どうしても法制的な観点からどこまでを政令で書けるのかという観点も別途あると思ってございますが、一方で、この後ですね、政令だけでございまして、2年以内の施行に向けまして、このスライドの上の方、2ポツでも書いてございますが、例えば、いわゆる基本的事項、環境省告示ですとか、あるいは各主務省令、これまでもですね、まだこちらでの御議論踏まえてですけれども、例えばですが何かのガイドラインとか、そういったものも含めて、円滑な施行に向けて、様々整備していく必要があると思ってございます。いただいた御指摘も踏まえながら検

討していくわけですが、距離として、政令で定めることになっているのはあくまでも工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離、という日本語で読めるということ、御理解いただければと思っております。

同様にですね、付帯設備の変更についても、環境影響という観点からは見なければいけないということだと思っております。で、その上で、今と同じことになりますけれども、政令で定められるものなのか、あるいはそれ以降にしっかりと規定することが、適切なのかな、ということではあると思っております。

事務局といたしましては、まずは幅広に、各電源ごとに注意すべき点等をですね、御意見を、まさに頂戴いたしまして、その上で、適切に、規定すべきところ、書くべきところに書いていくということだと思っております。以上です。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。では、関島委員お願いします。

【関島委員】

はい、建替配慮書に関わる規定の事って、今ので非常に良く分かったんですけど、ちょっと確認というか、理解を深めたいので、質問させていただきたいんですけども。

風力事業の場合、建替え時に、単基出力が非常に、本数を減らして単基出力が上がるということで、風車の規模が、いわゆるブレードの長さも含めて、ブレードの最高位置が、非常に高いものになって、それまで、建替え前までは、150m 未満であったようなものが、200m を超えるようなものになってきていると。で、そういう時に、例えば希少動物の場合は、今のところその、衝突確率とか、Mゾーンということで、風車ブレードの回転域の中で、こう、リスク評価をされている中で、その範囲が変わってしまうわけですね。今回は距離と規模っていうのが、この配慮書に係る規定の要件として、政令の中に入ってくるというんですけども、そういう高さ方向、延長方向の、変異、変化というものというものを、やっぱり配慮書の段階でやっぱり加味していく必要性がやっぱりあると思うんですね。

それは、今言われた、政令以外で対処するものでは指定主務省令とかガイドラインで対処していくというふうに伺ったんですけど、それはあくまでも、距離とか、規模に関わる部分で限定されているのか、それとも、高さとか、延長方向の高さみたいな、風車の高さみたいなものも、その中に入り込むのか。もし入り込めないんだとしたら、それはどこで対処していくべき方がいいのか、このあたりちょっとお伺いさせていただきたいというのが一点です。

あ、いいですか、続けて。よろしいですか。

【大塚座長】

じゃあお願いします。回答をお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

はい、御質問ありがとうございます。まさに、規模が大きくなることによって、例えば鳥類への影響でしたりとかが変わってくるというところはあるというふうに考えています。資料3-1の中でも、御説明をさせていただきましたが、建替配慮書も、もちろん建替えの一種というところではございますので、その規模が上がったことによる影響について、今後、ど

う検討していくかということについての、促し、事業者に対する促しというものは環境大臣意見の中でやっていくものだろうというふうには考えていますが、先ほど、事務局の方から御説明をさせていただきました、今回のその、どこを要件にするかと、建替事業としてですね、というところについては、申し上げましたとおり、XとYというところが、主な論点になってございますので、そのガイドライン自体にですね、直接的にその規模については、現時点では書かない方針なのかなというふうには考えています。

【関島委員】

書かないってわけではなくて、その中に入っていて、そこはどっかにやっぱりこう書き込んでいくというか、ということは考えられているのでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

それはガイドライン等というところですね。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。建替事業か否かという、条件、判断の材料としては、政令で定めます、まさに今日御説明したXとYということになります。一方で、おっしゃるように、建替配慮書上にもですね、その延長方向、高さ等々含めですね、環境影響について、何かインパクトがあるものは、当然書いていただくべき。これは、配慮書か建替配慮書かに関係なくですね、その配慮書というものの趣旨自体はそうだと思います。

その上で、建替配慮書の中で、こういったことは、ぜひ書いてほしいといったような中の一つとして、その高さについてどうなってるのか、どういう可能性があるのか、あるいはどういう懸念があるのか、どういう対処をするのかといったようなことは、当然建替配慮書にも書いていただきうると、思ってまして、それを促すものとして何が考えられるかと言いますと、基本的事項なのか、主務省令なのか、あるいはガイドラインなのかということなのかと、そういう理解をしております。

繰り返しになりますが、建替事業に該当するか否かの要件には高さは入りません。

【関島委員】

そうすると、9ページにもあるんですけど、建替事業のイメージということで、左側が建替事業と、右側が建替事業に該当しないものとあるんですけども、その絵の下の方に、いずれにしても、使用の廃止をするんだと。既存の工作物っていうのが残った状態で、新設工作物、工作物があるという、この手続きに関しては、建替事業に、事業に入らないけども、この場合のその対応としては、配慮書を出していくっていう、従前のやり方の手続きになるんですか。それとも新規の工作物の設置っていう手続きの中でアセスメントが生まれるんですか。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

廃止せず、9ページですね、右下のようなものですね。

【関島委員】

右下のようなパターン、右下もだし、左下もそうなんですけど、使用を既存工作物として、使用は廃止するんですけど、残ってるんですよね。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

はい。

【関島委員】

で、廃止してるんで、右側の方は書いてあるんですけど、そういったところでこう、既存の、工作物が残った状態で新設の工作物が作られた場合の手続きは、どうなるのかっていう。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

そういう意味ですと、使用を廃止しているか否かが、建替事業か否かの要件というふうに法律上書いてございますので、建物があるか否かではなく、その工作物が利用されているか否かで、建替事業か否かを、分ける必要があるという事でございますので、図が分かりにくくて恐縮ですが、グレーの意味するところはもう使っていませんと、まさに使用を廃止しています、ということであります。右側の白色というのはまだ動かしていますので、完全に純増というイメージでございますので、建屋があるか否かではなく、実際に使われているか否かを判断材料にしまして、使われていない、使用が完全に廃止されている場合は建替事業。まだ動いていて、その上で新設工作物を並行して作るというようなことだと、純増ということで、新しく配慮書を作っていくと、そういうことかと思えます。

【関島委員】

そういう理解でよろしいですね。はい、一度そこは確認をさせていただいて。3-2 をいただいて。

最後のほうに、こういったところをこの検討会の中で議論するかということが書いてあるんですけども、12 ページですかね。今回はここで火力発電、風力発電、地熱発電ということで、対象にしながら建替配慮書でこういったことを記載していくかというのをこれから検討されていくようになります。

私が大事なのは、やっぱり供用後の、事後モニタリングですね。その結果というのが、建替配慮書の中にしっかりと明記されていく中で、例えば再エネ、風車でいえば、再配置自体があった場合、適切なかどうか。そういったところをしっかりと吟味できるような形が、このような情報が配慮書の中に記載される必要があると思うんですね。火力にしても風力にしても地熱にしてもそうなんですけど、その時にどの風車で影響が出るかという点だけ、風力だけじゃないんですけど、火力にしても地熱にしても、どういうふうな供用したから、どういう影響が出たかっていうのは、結構事後モニタリング、比較の中で初めてわかることもあるんじゃないかと。

その時に、そういうデータの拾い出しというか、多分、本数も変わるかもしれない。それから、そういうデータが、そもそも、あるのかなのかって話。要は、供用後何があったから、風車に当たった、当たらないっていうふうなエビデンスがですね、残っているので、そういったものを多分記載していると思うんですけども、火力とか地熱とかそういったものっていうのは、やっぱり事前事後の比較の中で初めて見えることもあるんです。そうい

うデータの拾い出しが、実際にできるのかどうか。それができないと、やっぱり配慮書の中に、供用したことによる影響でどういったことをこう、リプレースの時、建替え時に対処すべきなのかっていったところが検討できないのではないかな。そこはちょっと懸念したいので、そういったところを関係者の皆さんどういような考えかっていうのを教えてください。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まさに、前後比較ができるようなデータが必要というふうな御指摘だというふうに理解をしていますが、まさにその事業者さんとして、特に風力とか考えていますが、どういったデータをそもそも持たれているかというところが重要なポイントだというふうに理解をしていますが。基本的には、我々その審査をさせていただく中で、事後調査におけるその鳥類のバードストライク等の影響というものを、行っていただくケースが多いですけども、そういったデータ、どのようなものを一般的に持っていらっしゃるかということについて、まさに第2回ですすね、事業者さんのヒアリングもさせていただきたいなというふうに思っていますので、そういったところで、実際どういったものをお持ちなのか、それをこう反映できるのかどうかということについて、またちょっと先生方に審議深めていただければなというように思っています。

【阿部委員】

細かいことですけど、まず先ほど錦澤先生からも言われた、風車の大型化するというところは、今回の建替配慮書において、基本的には①②となっているのですすね。恐らく、図書の第1章、工事計画とか、施設の諸元は書かれると思うので、風車が単基でどのぐらい大きさが変わるのかは、情報としては掲載されるという事で理解してよろしいでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御質問ありがとうございます。そうですね、建替配慮書において、どういったサイズの、風車が導入されるのかということについては、情報としては、把握できるというふうに考えてございます。

【阿部委員】

法律に出てくる、当該既存工作物が設置されている区域、またはその近接区域の定義なのですけれども、先ほど関島先生も言われたかもしれないですけど、火力発電所とか、地熱発電所については、割と事業用地がはっきりしていますので、それとイコールと考えて良いのかどうかというところ。それから、風力発電については、現状で風車があって、管理用道路と付帯設備があって、そこが事業用地になりますけれども、そこはおそらく線のように1個1個の風車が繋がっているような形になっていて、アセス図書で出てくる対象事業実施区域はもっと広い範囲、例えば500mとか300mで見ている範囲になると思うのですけど、この、区域は、イメージとして、火力地熱はそれでいいのかということと、風力に関してはどのような考えで検討したらいいのか、ということをお願いしたい。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まず火力、地熱についてお答えさせていただこうと思いますが、まさに既存工作物が設置されている区域のところでございますけれども、これについてはまさに、今申し上げた２種の発電事業については、敷地を想定してございます。まさにもう１つ風力についてでございますが、ご指摘のとおり、そのアクセス道路でしたりとか、あとは風車自体が建っている単基のところ、いわゆる設備がこう置かれている状況でございますけれども、今我々として考えているのは、まさにそのアクセス道路に加えて、設備自体、発電設備ですね、発電設備が設置されている、まさに点の様なところを、今回の、当該既存工作物が設置されている区域の候補にはなると、いうようには考えてございますが、まさに具体的にこれらの発電所におけるその区域の考え方をですね、政令自体では、距離だけを定めることになってございますが、先ほど申し上げたガイドラインでしたりとか、そういったところに、この検討会での御審議を踏まえて、考え方を整理をしていきたいというように考えてございます。

【阿部委員】

そうしますと、従前の配慮書ですと、事業実施想定区域はかなり広い範囲で設定されていると思うのです。こちらの建替配慮書の事業実施想定区域は、どういう形で描かれるのか。今アクセス道路等も含めていただくというふうなお話だったのですけれども、仮に含めたとしても、おそらく点と線という事になって、そこからの距離を考えると、ブレードが大型化した時の懸念があります。例えば、これまでですと、工事の際に運んだ道路をそのまま利用して、管理用道路にしていると思うのですが、新しく風車が大型化した場合は、今までの道路で運べなくなると、別の道路を使わなければいけない。そうしますと、その道路は、これまでアクセス道路から比べると、かなり離れた距離。それは恐らく、これまでの配慮書で、事業実施想定区域の中に入っていたと思うのですけれども、その離れたところの反対側から運ばざるを得ないと。その時のその政令で定める距離というのは、どう考えたらいいか。このあたりはいかがでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御指摘ありがとうございます。まさにそのアクセス道路で、そのブレードの大型によってこうカーブが曲がりきれないと、こういった状況からこう別の道路の整備でしたりとか、そういったところがこう発生する状況というのは、ありうるかなというように考えてございます。まさにそここのところについて、我々も第２回で事業者さんからヒアリングをさせていただく中で、そういった実態をですね、お聞きをしていきたいというように思っているところでございますが、まさにそのアクセス道路自体を既存工作物が設置されている区域というふうな形で、政令の対象として設定をさせていただいた場合はですね、そこからの新しい道路までの、直線距離というものが、この政令で定める距離になりますので、おそらく、その風車の移動距離と比べると、そのアクセス道路というものが、大きくこう迂回する実態というものは、出てくるのではないだろうかというように考えているところです。そういったケースもある中で、我々としてどこをその政令で定める距離にすべきなのか、もしくはその対象、今私はその案としてアクセス道路ということもお話をさせていただきましたが、そもそも、その既存工作物の設置されている区域を、各事業種においてどのように整理するのかということも、論点であるというように理解しているところでございます。

【阿部委員】

ありがとうございました。これまでアセスの審議の中で、建替事業という言葉は使ってないですけど、更新事業とかリプレース事業という事で、風力、火力、地熱について、いろんな事例見てきましたけれども、ここで今整理していただいた軽微変更の要件、例えば出力なんかに関しては、かなりなものがオーバーして、10%、そういったものを適用すると、どこかの案件を落としてしまうようです。これまで考慮してきたリプレースとかなり考え方が異なってくるところがありますけれども、基本的にはそういったお考えで、進められるのか、それともそこは現状とか、あるいは将来的なことを考えて、議論されるのかというところはいかがでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まさにその風力ですと7ページにお示しをさせていただいたとおり、出力自体は大きく変化していないという事業が多数を占めてございますが、まさにこういった事例と今後の見込みというものを、両方踏まえて我々としては、建替事業のスコープを定めていかなければならないというふうに思っております。

【阿部委員】

最後になりますけれども、この建替配慮書の中で、記載内容として重要になってくるのが、当概第1種事業に関わる環境保全のための配慮の内容、法的にはそのように記載されると思うので、我々としてはモニタリングのデータを全て出していただいて、細かいところも記載していただくと後続事例に活用できるかと考えているんですけれども、内容としてはデータとか結果がどうだったというよりも、事業者さん自体が環境保全のために、どういった配慮をしようと考えているのか、あるいはこれまで取ってきたのか、そこをきちんと記載していただくのが、基本にはなっていくと思っております。

【大塚座長】

ありがとうございます。では次、荒井先生、オンラインでどうぞお願いします。

【荒井委員】

はい、ありがとうございます。意見になります。今先ほど、阿部先生からと、錦澤先生からのコメントは、非常に重要だと私も思っております。今回の事業者様のヒアリングにおいて、今、阿部先生からご指摘があった、資料の3-2、先ほどご質問があった「300m以上の移動」というところが私も気になっています。通常は、300m以上の移動があるということは、総出力がやはり増えるのだろうと思っていました。しかしそうではないというのが7ページに書いてあったので、先ほどの阿部先生の質問同様これを元に説明をされてしまうと、判断がつかなくなります。これから将来に向けての、今現在から先に向けての出力を増やすことになるのだと思うので、ヒアリングの際様々な関連データを出していただきたいと思っております。これが意見で、あと、もう一点は、先ほども、阿部先生から最後にあった意見で、この後建替配慮書に書き込んでいただく部分のところをまとめていただいた、2のほうの12ページです。これもちょっと重なった意見にはなるのですが、特に風車のところですけど、今まで、特に景観の場合は、事後評価やモニタリングを行ったことがあまりないという現実の中で、これからもしこのように書き込みを要求できるのであれば、事業者様はどの

ように考えられるのか思われているのか。プラスして、景観に対しても、事後調査としてアンケートを行ったり、ヒアリングをやっていただく流れにしたいと個人的には思っています。そういう点に対して、事業者の皆さんがどう思われているのか、その可能性があるのかっていうことも、次回のヒアリング等で伺っていききたいなと思っているところです。是非、次の準備をしていただく時に、今あったような意見を、お伝えいただきたいと思います。質問というよりは、意見とコメントでした。ありがとうございます。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。今、先生方の御指摘いただいた、大型化、単基での大型化の傾向等も踏まえて検討すべきという点と、あと景観に関してのモニタリングの実態等をですね、どこまで可能かという御趣旨かと理解いたしました。いただいた点を踏まえてですね、次回ですね、ヒアリングを実施させていただきたいと思いますし、今しがたの件も含めて、本日頂戴しました、御意見に関しましては、ヒアリングより前に対象の団体の皆様にはお伝えできるようにさせていただきたいと思います。

【荒井委員】

よろしくお願いします。ありがとうございました。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。では次、関島委員どうぞ。

【関島委員】

今、阿部委員と荒井委員が言われていたところ、一番最後のとこですね、事後モニタリングの方が、恐らく建替配慮書の中に入っていく、ベースがすごい重要なことだと思うんですけど、以前に、これまでの風力に関しては、リプレースのガイドラインっていうのは、設計されていて、どの程度リプレースの際にそのガイドラインが使われて、事後モニタリングが行われてきているのかっていうのは、ちょっと私も、照合できていないんですけども、これまでも、やっぱりこう事後モニタリングの重要性っていうのは、洋上風力にしても、陸上風力にしても、いろんなところで、私も含めて重要性をかなり指摘してきたと思うんですね。今回リプレースということで、それに関して配慮書を組む際に、改めてやっぱり事後モニタリングをどうやるっていうのは、新規の事業に対しても、事後モニタリングの結果を踏まえて、適切に誘導していくっていう意味では、その事後モニタリングっていうのを考えていかなきゃいけないんだと思うんですけど、今回、こうリプレースに合わせて、事後モニタリングを考える、すごくいい機会になると思うんですけども、その時に荒井委員も言われたように、例えば、地域、生活環境として風力事業が、20年間展開した時に、地域の人たちがどういうふうな意識を持ったのかとか、そういうところがやっぱり配慮書の中に組み込まれるべきだと、私は思うんですね。そうなってきた時にちょっと、リプレース事業の、リプレースのガイドラインっていうものを、子細にこう、そういう意味で思い出すことができないんですけど、改めてそれとの整合性をとりながら、この検討会の中で、次回以降に議論されるべきなのか、それとも、別の場でなのかは分からないんですけど、やっぱりリプレースのそのガイドラインって言ったところに、2回目以降の議論が整理されたものが踏まえ、反映されて、そして、ブラッシュアップされていくっていうような、紐付けというか、繋がりが大

事なんじゃないかと思ってますんで、この検討会の中の主意ではないのかもしれないですけど、やっぱりこうリプレースのその事後モニタリングの在り方といったところも合わせてちょっと検討をいただければというふうに思っております。

【大塚座長】

はい、よろしくお願いします。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まさに、以前環境省の方で作成をさせていただいた、風力のリプレースガイドラインだというふうに理解をしていますが、まさに今後ですね、この建替事業を今後どういうふうな内容として、建替配慮書に落とし込んでいただくかと、いうところを議論いただくにあたっては、やはり我々としても、そのガイドラインとの整合性というものは、意識しながら進めていきたいというふうに思っております。また、今後、こういった、御審議を踏まえですね、ガイドライン等でどういった内容を、建替配慮書に記載をしていくべきかというところが、ある程度ピン止めされてきますと、今後のその事業者さんにとりましては、実際その事業者が、事業をする際に建替えまで見据えているかどうかはちょっと分からないところがございますけども、そういったところも、ある意味こうメッセージとしてなるのかなというように、考えているところでございます。貴重な御意見ありがとうございます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。

【阿部委員】

関島先生からのご指摘に関連して、中間審の検討会の時に、議論させていただいた点で、気になっているところ、今回そこまでの資料の整理は難しいとは思ってはいるのですけれども、制度の趣旨として、できるだけ立地誘導するという観点。リプレース事業と二種事業の逆転ですね。二種事業では基本的に配慮書を出さなくても良いということになっていて、出さない事業が多いのです。ただ、二種事業でそこを避けていただきたいというような場所に出てきているような事例もありますので、リプレースではどの程度その二種事業と比べて、重大な影響が考えられるのかというところ、そこは一応コメントとして言わせていただきますので、ご参考にしていただければと思います。

【大塚座長】

もし何か御意見、ご質問があればお願いいたします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。今いただいたとおりですね、この検討会のメインのトピックスではないところでございますけども、いただいた御指摘は非常に重要だと我々も思っておりますので、事務局としても、しっかりと受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

【錦澤委員】

配慮書に記載すべき事項は、これまで議論がありましたとおり、事後調査と、それから環境監視の結果のデータを載せることは非常に大事だと私も思いますし、あと、もう一点、関島先生からあった、地域の方々の反応ですね、過去に苦情が出たとか、そういった地域の受け止めがどうなのかっていう情報は、私もあった方がいいと思います。それから、この建替配慮書で、地域の概況は、基本的には書かないっていうのは、そういうことになるかなと思うんですけども、もしデータがあれば、リプレースで大体どのくらい開始してからですね、風力とかだと20年ぐらいが多いわけですけども、物によっては30年とかですね、経っている場合に、相当程度周囲の状況が変わってるっていう可能性もあるわけですね。ですので、周囲の概況は出さないのはいいんですけども、周囲の概況としてかなり変化が大きい可能性があるものが、もしその段階で把握できるんだとすると、そういったことは配慮書の中にも書いていただいた方がいいと思います。それからですね、もう一点あるんですけども、風力の場合は、配慮書段階とか、アセス手続きの初期に出てきた事業の内容で、風車の位置は分からないわけですけども、方法書、準備書となって来た時に、風車の位置とか施設のその区域が変わるとかっていうことが、まあまああるわけですね。このリプレースの事業の場合でも、これまで十何件もあるみたいですけども、この場合に風車の位置とかが決められていって、アセスの後ろの方の段階で位置を変えとか、単基の規模を変えとか、そういう途中段階での変更っていうのが、リプレース事業の場合はほとんどないという理解でいいのか、やっぱりそういう案件もあるのか、そういうのが生じた場合に、これ結構ちょっと複雑になると思うんですよ、その位置がその初期の段階からどう変わったとか、途中段階でどういう話が出てきたかで、そこの扱いをどうするのかはちょっと気になっています。

【大塚座長】

はい、結構詳細についてご検討いただいていると思います。はい、環境省さん、どうぞ。

【環境省（伊藤環境影響審査室長）】

恐れ入ります。アセス室長の伊藤と申します。今日は制度全般を見ているアセス課だけではなく、個別の審査そして大臣意見を担当しているアセス室も入っております、今の点、すごく大事ななと思っておりまして、もう一つその繰り返しになりますけど、配慮書ですので、やはり明確な書面であるとか、風力は分かりやすいと思いますけど、建替配慮書は配慮書段階で、こういった出力のものを、あるいはブレード長のものをどこにどう建てるかっていうのは決まっていない段階で出てくるものだと思います。なので、関島委員がおっしゃったようなブレード長のお話も含めて端的に申し上げると、制度だけではなくて、出てきた建替配慮書を我々、どう審査をして、どう意見を言ってくかっていうことも、重要ななと思っております。多分、いわゆる事後調査みたいなものをどの程度反映できるかどうか、ブレード長はかなり変わったりすると、もしかすると、それだけではなかなか説明がつかないと思って、申し上げたいのは、ここで御議論いただくありようは、どう建替配慮書を決めていくか、ということだと思いますけれども、御懸念のようなお話自体は、どちらかというと、その後の方法書以降の手続きも含めて、こういった配慮を求めていくかっていうことだと思うので、そこは必ずしも建替配慮書時点だけで整理がつくものではないでしょうし、恐らく御懸念いただいているように事後調査を求めて、作っていくにしてもこういう場

合には、立てましようとも踏まえないといけないというものが、多分、個別事案の中でも我々大事に検討しながらやっていくことになるんじゃないかなと思って、ちょっと個別になっていくと、なかなか油断はできないんですけど、申し上げたいのは、多分制度では作っても閉じないので、そこは実際しっかりと審査をしてどう意見を言ってくかっていうところもパッケージだと思ってるので、そういった視点でも忌憚のない御議論いただきながら、しっかり事後調査をしてそれを生かそうとする事業者もなんとか、制度の中でも、我々が立てていきたいというふうに思っておりますので。

【大塚座長】

はい、ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

【阿部委員】

錦澤先生のおっしゃること、重要だと思います。実際のアセスでも、それなりに期間がかかって、導入しようと思っていた風車の機種が入ってこないということがあって、元々、そういった計画変更するつもりじゃなくても、せざるを得ないと。そういった時に、この距離とか、規模をあまりこう、ガチガチに決めてしまった場合に、手戻りになってしまう可能性もちょっと考慮しておく必要があると思っていまして、今後議論させていただくことになると思います。また次回の事業者のヒアリングの機会に意見をさせていただければと思います。

【大塚座長】

はい、環境省さん、よろしいですか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

阿部先生のご指摘を踏まえまして、環境省からの回答でございますけれども、まず、大前提といたしまして、今回は建替配慮書は配慮書の一種であるということと、あとはその後、方法書以降の手続きは、従前のおりというところがまずございます。そういったアセス手続きを進めていく中で、まさに、その事業の内容が変わってしまって、当初の配慮書の内容と、ある意味異なってしまうというケースはあるというふうに思っております。それを今回御指摘いただいたと認識しております。ただ、そのアセス法上は、まさに手戻り要件と、あとは軽微の修正という形で、準備書から、評価書の間でまた内容が変わってしまうというケースもですね、あとは評価書のあと、実際工事するまで変わってしまうというケースがございますが、これについては、先ほど申し上げた軽微変更要件でしたりとか、これから若干違ったものがございます、軽微修正の要件がございますけれども、これに該当しない、すなわち、著しく、軽微ではない変更があった場合にはですね、方法書からの手続きのやり直しということになりますので、制度としては、配慮書に戻るといったような状況にはなっていないというような理解をしております。すいません、補足になります。

【大塚座長】

ありがとうございます。XとYをどうするかというのは、これからまた検討していければと思います。

それでは次の議題の方に移りたいと思います。議題の2のうち、括弧2、アセス書の継続公開についての説明を事務局からお願いします。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

それでは、資料4を使いまして、御説明をさせていただきます。1ページ目は冒頭資料2で御説明させていただいたスライドと同じものがございますので、再度の説明は、割愛させていただきます。

次に2ページ目でございます。アセス図書の継続公開につきまして、法制化をした際に、継続公開の期間としては、政令で定める期間ということで法律上記載されてございますが、この期間につきましては、事業者の同意を得た日から起算して30年を経過するまでの日とすることを現在、政府内で検討中でございます。それから、内容はまだ精査中でございますけれども、パブリックコメントをこの30年という数字に関して、実施をさせていただきます。これ自体は終了してございます。今後この政令については閣議決定を予定してございます。その上で、今後施行のタイミング、冒頭で、改正法公布から1年以内というふうに申し上げましたけれども、その公布のタイミングに向けて、上の四角の2ポツでございますけれども、アセス図書を公開するに当たって、いくつか、よりスムーズな施行に向けて検討していかなければいけない事項があると思っております。一つは、ウェブページのデザインというふうに書いてございます。下の方にもいくつかイメージをつけてございますけれども、こういった形で作り込んでいくのがよろしいか。これ、もう一つの小さいポツとセットですが、図書のですね、取扱いに係る留意点というのもあると思っております。事業者が所有している図書でございますので、その図書について、事業者側への配慮ですとか、あるいは、この継続公開された図書を利用される利用者の方に対して制度趣旨を、今日御説明もしましたけれども、こういう制度趣旨なんだということをしっかり周知していかなくちゃいけないということだと思っております。このウェブデザインに関する話に留まりませんけれども、運用に向けて論点があると思っております。

4ページ目が、今御説明したような内容を改めて、書き下ろしたものでありまして、一つ目は、本日冒頭で御質問もいただきましたけれども、事業者の同意が必要だということでありまして、その同意をいただいてアセス図書の公開数増やすというために、こういったことが重要かというのが、御議論いただきたい内容としてお示ししてるものであります。それから、もう一つといたしまして所有者が事業者であるアセス図書についてですね、その権利の配慮ですとか、図書の取扱いに関して、何かですね、留意すべきことがございましたら、是非御意見を頂戴できればと考えてございます。冒頭でですね、関島先生の御質問にもお答えしたとおり、こういった論点については、次のヒアリングで事業者団体の何団体かにお声がけをさせていただきますので、その団体からも、もし御意見がある場合はいただければなと考えてございます。

それから最後に、本日御不在の桜美林大学の片谷委員から、事前に資料4について、御意見を一つ頂戴してございますので、そちらを読み上げさせていただきます。

片谷委員からは、「事業者の立場は理解した上で、優れたアセス図書が公開できれば、それは事業者のメリットになる。公開に応じた方が事業者のアピールになると考える」という御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

事務局からは、資料4については以上でございます。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。では、ただいま事務局から説明がございました内容につきまして、御意見・御質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

【阿部委員】

簡単な質問です。ウェブページのスライドのところ、デザインイメージのところですが、これは、公表自体されていない図書、事業者が公表に応じなくて、公表しないとされたような事業について横線を引いてしまうということですか。そうではなくて、まだ審査が終わってない事業について、バーにしておいて、それ以外の公表されなかったものは引けないということですか。その辺ちょっと確認させてください。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。説明不足で恐縮でございます。右下、あくまでイメージということでございます。今後、まさに、検討事項だと思ってございますが、こちらに書かせていただいたのは、世の中に出ていない、まだ作られていないものについてバーを引かせさせていただいております。一つ一つの事業の図書が出ている・出ていない、作られている・作られていないと、あと公表されている・されていないということを、お示しした方が分かりやすいのではないかと趣旨でこういうイメージを作らせていただいておりますけれども、まさにその利用者側の視点ですとか、あと事業者側の視点も踏まえてですね、丁寧にくり込んでいく必要があるかなと思っております。

【大塚座長】

はい、了解です。はい、関島先生、どうぞ。

【関島委員】

私がこの図書の公開に期待するところはですね、2ページ目のところで、配慮書から方法書までのプロセスがある中で、これまでも特に再エネで、風力で、報告書の提出報告義務、提出義務がないことによって、国として掌握できてない、供用後の影響をしっかり掌握できてないっていったところは、かなり、いまだにそのアセスの不確実性が残っているという問題に繋がっていると思う。今回、その報告書っていうのも公開されていくとなつて言った時に、多分、それは準備書も同じだと思うんですけど、結果だったり、供用後の影響評価っていうものを報告書でまとめられた時に、それがそのまま出てくることに対しては、すごく事業者としては、抵抗感があるんじゃないか。それはまた、動物の視点から言っても、例えば、準備書のデータがそのまま、完全に公開されるっていったところは、いろんなリスクもあると思う。そうすると、やっぱり黒塗りにされてしまったりとかして、公開の意味がなくなってしまうような公開になってしまうかもしれない。この辺の線引きをどこにするかだと思うんですけど、基本的には私はやっぱり報告書が、国の元に集約されて、洋上と同じように、その一元的に管理されている中で、それが解析されて、どういったとこに立地していくとやっぱり影響が出るのか、そして適地誘導に持っていくっていうようなことを陸上でも組めればいいなと思っている上では、私は報告書も公開していただきたいと思うんですけど、これを完全にオープンを目指したいと思うんですけど、オープンにした時に、事業者がどこまでそれを抵抗感なく出してくれるのか。むしろこの事業者の公開の同意が必要になっ

てくるっていうことを考えると、やっぱり、先ほど片谷委員が事業者にとってメリットがあると。ただ、一方では環境配慮っていう視点からもやっぱり完全に公開しちゃうって言ったリスクもある。そういった中での線引きは非常に難しいと思うんですけど、ダブルスタンダードをとるわけにはいかないわけですね。やっぱり国としてデータを掌握するっていう部分と、完全にオープンする、完全にオープンする場合には、情報開示を控える部分もあるみたいな。それができないとなると、その辺の落としどころをどこに持っていくのかっていうのは非常に難しいと思う。そのあたり、どうお考えですか。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。まさに重要な点だと思っております、制度趣旨ももちろん踏まえていかなければいけませんし、一方で、まさに同意を前提とした制度設計にしてございますので、同意を得られなくてですね、全く図書が出てこない、その結果活用されないという形も望ましくないかなというふうに思っておりますので、本日いただいた御指摘と、あと次にヒアリングで様々な関係者からいただくことも踏まえて作っていくものだと思います。なにか事務局として示唆するものということがありませんけれども、必ずしもその同意の内容が、公開、非公開のゼロイチである必要性はないという可能性はあるかなと思ってございまして、つまりこういうことに関しては公開をしないとしてほしい、というようなコミュニケーションは、制度趣旨からしますとゼロイチよりはよほど建設的な方向性かなと思ってございまして、そういうことも含めて、いろんな意見を踏まえて考えていくべきことなのかなと思っております。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

すいません、ただいまの説明の補足でございますけれども、今回の公開する対象については、事業者の方が手続きの中で公告を縦覧をすると思うんですけども、その縦覧に供した対象物自体が今回の、公開する図書の対象になってございます。ですので、まさに、希少種の部分でしたりとか、そういったところについては、既存の縦覧図書についても、ここは希少動物なので掲載しませんといった形で、表示されているものが基本的な対応だというように認識をしておりますが、そのバージョンが今回公表というところでございます。

【関島委員】

じゃあ、この場合は報告書の中に入ってくると。で、報告書の方法なんかに入ってくる場合は、その場合は、国としてもそういう形で公開できないっていう形をそのまま認めていくのか、やっぱり国としてはそういうような情報の収集って大事だと思うんですけども、そのあたりはどのような差別化できるんでしょうか、ないし制度的な。そのあたりは如何ですか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。今回の法改正においては、あくまでその事業者が作るアセス図書の公表する手続きというところでございまして、まさに報告書についてもそうなんですけれども、事業者の方が、公開するもの自体を環境省の方で、入手というか同意の上でですね、いただきまして、それをこちらのホームページで公表することを今考えてるという状況でございまして。ですので、まさに今回の改正に伴っての対応というところで申し上げますと、縦覧

に供した図書が対象になってございます。ただ、先生の御指摘のとおり、今後ですね、報告書がますます重要になってくるといふうなことが考えられるところ、今後我々としてどういふうにそのデータを吸い上げられるのかということについては、この審議の中でいふところからちょっと外れてしまうかもしれませんが、我々として検討しなければいけない課題だと認識してございます。ありがとうございます。

【大塚座長】

はい、問題の情報があれば、これは30年間とか閲覧されることとなるので、今まで以上に影響がありますので、ご検討いただければよろしいかなと思います。他はいかがですか。

はい、どうぞ、阿部先生、どうぞ。

【阿部委員】

おそらく、事業者にとってのメリットとか、配慮して欲しい事項はヒアリングで色々お聞きできると思うので、今後検討させていただきたいと思っておりますけれども、基本的には縦覧した図書を公開するということになると思いますけれども、おそらく報告書についても同じような手続きになるのかと思っております、その場合に、こういった地形とか環境条件のところで鳥類が生息しやすかったという情報を読み取っていくのが、場合によっては難しくなってしまうのではないかと。現状としては、希少種の名前自体は、縦覧版の図書に載っていると思うのですが、位置情報を含んだものは出さないということが、基本的にはポリシーになっていると思うのです。ですので、それを見ても、ここの地域にこういういった希少種がいたという情報以外、細かい情報がそこからなかなか抽出できないと、じゃあそれを次の事業にどう活かすのだというところがなかなかできてこない。そこが恐らく、関島先生が国の方でなにか集約しないといけないと言われたところに繋がって来るのではないかと思っておりますので、そのあたりは今回の議論は公表するものをどうするかというのがメインだと思いますけれども、環境省さんとしてはどのようにお考えになってるんでしょうか。

【環境省（西山環境影響評価課長補佐）】

御指摘いただきましてありがとうございます。今いただいた点に、なかなかちょっと今の指摘についてはお答えするのは困難であるところ、我々としてその希少種の情報をですね、その報告書で、どのようにそもそも我々が入手するのかというところから考えていかなければならない課題かなというように認識してございます。繰り返しになって恐縮ですけど、一般の法改正においては、我々としてはその公告縦覧に供したアセス図書をですね、事業者さんの同意のもと、まさに共有をいただいて公表するという手続きですので、まずこの検討会でそこに議論をさせていただきながら、今後のあり方については別途考えていきたいというように思っております。ありがとうございます。

【大塚座長】

はい、他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。荒井先生、どうぞ。

【荒井委員】

先ほど片谷委員から事業者のメリットという話がありました。今パブリックコメントも取り終わっていて、ある程度意見も出ているのだと思いますが、逆に事業者はこうあればメリットがあるといった御意見がもう出ているのか、もしないとしたら、やはり、ネガティブに見るだけではなく、こういうのがメリットだと思いますみたいなことを次のヒアリングの時に伺いたいです。今の一点はパブリックコメントの中でも、メリット的なことが出ているのかをちょっと伺ってよろしいですか。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

現在作成中でございまして、ちょっとそれについてどういった御意見だということはなかなかお示しが難しいところでございます。次回事業者団体様から聞いていただくということと、次までに何かこちらでできること・できないことないかというのを検討させていただければと思います。

【大塚座長】

はい、じゃあ、精査いただくということで。荒井先生、何かございますか。

【荒井委員】

そこは、やはりメリットがないと、なかなか皆さん動かないと思います。明確なメリットあれば、進めていかざるを得ないというか、行く方に持って行かなければいけないと思います。この稼働率が上がっていくようにするためにも、事業者様がどう思っているのかというのは是非伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【大塚座長】

はい、ありがとうございます。他に何かよろしいでしょうか。

はい、この同意のところはどういうようにしてくか結構大事なポイントになりますので、今回の論点としてどのようにやっていくか検討していければと思います。

それでは全体を通して何かございましたら。

【関島委員】

次回で具体的にいろんな団体が来て意見交換できるんだと思うんですけど、先ほど、最初の議論の時に事後モニタリングの在り方ですね、そういったところも踏まえて多分、各団体から出てくる情報と、出来れば風力だけかもしれないですけど、リプレースのガイドラインですね、環境省さんがまとめられた、あれもなにか参考資料として出していただきながら、それで見比べながら、皆さん団体の意見を聞きながら、やっぱりどういったところを改善しなきゃいけないのかっていったところを考える時間をもてるのであれば、出来れば良い。

【大塚座長】

どうでしょうか、いかがでしょうか。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

ありがとうございます。御指摘のリプースガイドラインも含めてですね、今日御提示した資料と重複が恐らくあると思いますけど、まさにヒアリングに当たって参考になる資料については、当日何らか用意させていただければと思います。ありがとうございます。

【大塚座長】

はい、重要な御指摘ありがとうございました。他、全体通じて何かございますでしょうか。

では、議事を終了したいと思います。

【環境省（畠山環境影響評価課長補佐）】

大塚座長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見、御助言いただきまして誠にありがとうございました。御意見等踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。御説明させていただきましたとおり、次回は関係団体等からのヒアリングを実施する予定でございます。それから、本日の議事録につきましては事務局の方でこの後案を作成しまして、委員の皆様にご確認をいただいた後、ホームページで公表する予定としておりますので、恐縮でございますが、御確認のご協力よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会の第1回を閉会いたします。皆様お忙しい中、長時間にわたり御議論いただきまして誠にありがとうございました。

以上